

人権だより (令和5年度1月号)

川之石高校人権委員会 担当 1年次2組

～人権・同和教育 HR 活動〔3年次生〕「デート DV 防止出前講座」～

1月12日(金)の6時間目、3年次生最後の人権・同和教育ホームルーム活動は、八幡浜市の人権擁護委員4名の方に来ていただいて、「デート DV 出前講座」を視聴覚教室にて実施しました。今回の人権だよりでは、その感想の一部を掲載します。また、裏面には部落問題に関するある事例を掲載しています。読んでください。

◎デート DV というと、男性から女性への暴力や暴言だと思っていたが、逆のケースもあり、内容も、無視やスマホのチェック、性的強要、金銭の貸し借りの強要なども、それに当たるのだと知った。



◎ビデオの中の、高校生がデートプランを相手の意見もよく確かめずに決めてしまうこと、ラインの既読がつかないことでイライラして怒りをぶつけることは、加害者にも被害者にもなり得る身近なことだと感じた。そうならないためには、対等な関係を築くことが大切だと感じた。



◎デート DV の相談を受けたことはないが、相談を受けたときに、良くない事例の反応をしそうだったのも、今回のビデオはとても役に立ったと思った。

◎今回の講座で、一番心に残ったことは、相談を受けた際の対応の方法で、相談相手の意見を否定したり、批判したりせず、聞くことがまず大切であると知った。また、困ったときの相談窓口がいくつかあることも紹介していただいたので、今後は、それらを生かして適切に対応できるようにしたい。

◎将来、好きになった人が DV をするような人だった場合は、誰かに助けを求めることが大切だと感じた。でも、それ以前に、そのような人を選ばないように、人を見極められるようになりたいと思った。

「デート DV 出前講座」アンケート

1 「デート DV」について、知っていたか。	割合
①言葉も内容も知っていた	22.8%
②言葉は知っていたが、内容は知らなかった	57.9%
③全く知らなかった	19.3%

2 講座が役に立ったか。	割合
①役に立った	96.5%
②役に立たない	1.8%
③わからない	1.8%

【「部落差別解消推進法」が制定された理由とは】

Q・2016年に「部落差別解消推進法」がつくられた理由を知っていますか。次の中から選んでください。

- ア、部落差別を知らない人が多くなったから
- イ、結婚差別が減っていないから
- ウ、インターネット上の部落差別がひどくなったから

正解はこのページの一番下にあります。確認して以下の文章を読んでください。

ネット上の部落差別は2000年代中ごろから問題になっていて、現在、ある出版社と被差別部落の方々との間で裁判が行われています。裁判の原因は、出版社が被差別部落の地名本の出版と地名リストのネット公開をしたこと（出版は直前で差し止め、地名リストもネットから現在では削除済）です。以下の図で現在までの裁判の状況を示しています。見て下さい。

《被告側》出版社
「被差別部落の地名本」の出版
と地名リストのネット公開
“**学問や表現の自由**”を主張

2016年2月に
訴え

《原告側》部落解放同盟と被差別
部落出身者の約230名
“**プライバシーの侵害**”を主張
一人当たり110万円の賠償請求

部落差別解消推進法の制定〈2016年12月〉

〈2021年9月27日 横浜地裁判決〉の主な内容

○プライバシーの侵害に当たり出版禁止やネット上の削除を命じた。賠償金計480万円。
※ただし、自ら被差別部落出身と明かした原告に対しては、プライバシーの侵害を認めず、その6県分の地名リストの出版禁止を命じなかった。

双方が納得せず控訴して裁判は東京高等裁判所へ…

〈2023年6月28日 東京高裁判決〉の主な内容

○憲法第13条の個人の尊重と第14条の法の下での平等を根拠に“差別されない権利、を人格権の一つとして位置づけ、地名リストの公表はそれを侵害するとした。
○地名の出版差し止めの基準に新たに6県を追加した。残りの10県は原告がいなかったから認められないのであり、地名リストの公表はいかなる地域であっても違法であるとした。

被告側が納得せず上告して裁判は最高裁判所へ…

【「差別されない権利」が認められた！】

東京高裁の判決は横浜地裁の判決より、原告の被差別部落の方々の権利を大幅に認める形になっています。この「差別されない権利」が認められたことは、大変良いことだと思いませんか。被差別部落の方、障がいのある方やLGBTQなどマイノリティの立場にある方だけでなく、すべての人々に本来認められるべき権利ではないでしょうか。人権委員会報告会で視聴したビデオの登場人物のように「This is me.」で、「ありのまま」に生きることを支える大きな力になるのではないかと考えます。最高裁で同様の判決を期待しましょう。

【上記のQの正解は「ウ」です】